

(別紙)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

(仮称) 北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

本事業は、二海郡八雲町の約 1,372ha を対象事業実施区域として、最大 15 基の風力発電機（全高最大 183m、ローター直径最大 136m）による最大出力 64,500kW の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、重要野鳥生息地（IBA）、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、チュウヒやオジロワシなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域及びその周辺には住居等が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (2) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

- (3) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能とすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

ア 工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動について、調査地点が設定されていない工事関係車両の主要な走行ルートがあり、当該沿道への影響を適切に予測及び評価できないおそれがある。このため、当該沿道の状況について適切に調査を実施した上で、必要に応じて調査地点を追加すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在しており、工事の実施に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、搬入路等の土地改変箇所の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

また、対象事業実施区域と住居等との位置関係を踏まえ、必要に応じて調査地点の変更や追加を行うとともに、建設機械の稼働に伴う振動についても環境影響評価の項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 騒音による生活環境への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

エ 工事用資材等の搬出入による騒音及び振動について、他の風力発電事業と工事時期及び利用区域が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水質

ア 対象事業実施区域には、さけ・ます増殖事業が行われている遊楽部川の上流域が含まれており、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。また、同区域には、八雲町の水道水源の集水域が含まれ、水源の水質への影響が懸念される。これらのことから、関係機関と協議を行い水域利用の状況を踏まえた上で、土砂及び濁水の流入等による水環境への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずること。

イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向や地すべりが発生しやすい地質である凝灰岩質岩石が対象事業実施区域の表層に広く分布していることを十分に踏まえたものとする。

(3) 動物

ア 動物調査の踏査ルートについては、土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定すること。

ウ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺は、重要野鳥生息地（IBA）が存在し、また、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、チュウヒやオジロワシなどの分布情報及び海ワシ類の集団飛来地情報により注意喚起レベル A1 及び A3 のメッシュが含まれており、極めて重点的な調査が必要とされているほか、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、これらの希少な種をはじめとする鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、繁殖期を考慮し調査適期を種毎に設定するなど適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、バードストライクについては、飛翔高度情報を含む飛翔軌跡データを取得できる調査地点を設定し適切に調査を実施するとともに、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車設置予定位置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

オ 哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類等についても、重要な種の生息情報があることから、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 植物

ア 植生調査の調査地点については、具体的な地点が示されておらず、妥当な地点が設定されているか判断できない。このため、植生の状況を適切に把握できるよう、専門家等から得た具体的な調査地点選定についての助言を反映しながら、現地植生タイプや面積に応じて地点を設定し、その設定根拠を具体的に、かつ一般にも分かりやすく準備書に記載すること。

イ 植物調査の踏査ルートについては、土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予

定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

ウ 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域内に分布している植生自然度 10 のササ群落（Ⅳ）及び植生自然度 9 のチシマザサ群集（Ⅳ）等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で改変区域から除外すること。

エ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

（５）生態系

ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえ必要に応じて見直すことを含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載すること。

イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、注目種が地域の生態系において占める地位が分かるように、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえ、十分な調査を行うこと。

また、採餌に係る影響の予測評価にあたっては、施設の存在及び稼働や工事が餌種や餌種の生息環境等に与える影響についても評価に含めること。

ウ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特にササ群落（Ⅳ）（植生自然度 10）やチシマザサ群集（Ⅳ）（植生自然度 9）といった自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが繁殖やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在を確認した上で、改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

（６）景観

フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

（７）人と自然との触れ合いの活動の場

「遊楽部川清流建岩橋」等については、事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと近接しており、その活動やアクセス特性への影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

また、他の風力発電事業と工事時期及び工事関係車両の主要な走行ルートが重複する場合には、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

（８）廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。